

「子ども手当」が「児童手当」に変わりました

「児童手当法の一部を改正する法律」が施行されたことにより、次のとおり4月分から「子ども手当」が「児童手当（特例給付）」に変わりました。

■手当の金額（月額・子ども1人あたり）

手当月	子ども手当	児童手当	
	3月分まで	4,5月分	6月分から
所得制限 (下表をご覧ください)	所得制限なし		所得制限未満 所得制限以上
3歳未満(一律)	15,000円		(特例給付) 5,000円
3歳～小学校修了前 (第1子・第2子)	10,000円		
3歳～小学校修了前 (第3子以降)	15,000円		
中学生(一律)	10,000円		

※第1子・第2子・第3子以降の数え方については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの中で数えます。

■所得制限（6月分以降適用）

扶養人数	なし	1人	2人	3人	4人	5人
所得額(平成23年分)	622万円	660万円	698万円	736万円	774万円	812万円

■手当の申請について

3月分まで「子ども手当」を受給されている方で、4月分以降も引き続き支給要件に該当される方は、そのまま「児童手当」に移行されますので、新たに申請する必要はありません。ただし、6月分以降の手当を受給するためには現況届の提出が必要です。6月上旬に案内を郵送します。

※児童手当を新たに受給される方（出生・転入等の場合）は、速やかに申請してください。手当の支給は、申請の翌月分からです。事由の発生が月末にあたる時は、事由の発生から15日以内に申請を行えば、翌月分から受給できます。

■支給予定日

6月8日（金）

※2,3月分は子ども手当、4,5月分は児童手当として振り込みします。

【問合せ】 地域福祉課・家庭児童支援係 ☎④8709 FAX④1801 fukushi@city.kasai.lg.jp

若者世帯の持家促進補助制度の申請受付を開始します

少子化対策の一環として、新築もしくは築後10年以内の住宅を取得した若者世帯へ最大50万円を補助します（1回に限る）。

■助成金額

	新築住宅	築後10年以内の住宅
市外からの転入者	50万円	25万円
市内在住者	25万円	

※定期借地権付住宅の場合は各半額

■対象者（次の全てに該当）

- ・自己の居住に供するため平成21年6月1日以降に土地を購入後に住宅を新築、または平成21年6月1日以降に土地と住宅（築後10年以内）を購入し、平成24年度に当該建物が初めて固定資産税の課税対象となった方。
※3親等内から土地もしくは建物を購入された方を除く
- ・本人もしくはその配偶者が平成24年1月1日現在、35歳以下であること。

【問合せ】 商工観光課・商工振興係 ☎④8715 FAX④1802 shokokanko@city.kasai.lg.jp

7月から新しい福祉医療費受給者証に変わります

下記の要件を満たす方に、7月からご使用いただく福祉医療費受給者証を6月下旬に郵送します（母子家庭等に該当される方には現況届を郵送）。7月からは、必ず新しい医療費受給者証と健康保険証を病院等の窓口で提示してください。

■老人医療費助成制度

対象者／65歳から69歳で世帯全員が市民税非課税
所得基準／本人の年金収入と他の所得の合計が80万円以下

自己負担／定率2割（低所得者は1割）
外来限度額：月8,000円
外来＋入院限度額：月24,600円（低所得者は15,000円）

■重度障害者・高齢重度障害者医療費助成制度

対象者／身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の方
所得基準／本人、配偶者及び扶養義務者の市民税所得割額が23万5千円未満

自己負担／外来限度額：1医療機関あたり1日600円で月2回まで（低所得者は400円）
入院限度額：定率1割で月2,400円（低所得者は1,600円）

■母子家庭等医療費助成制度

対象者／18歳に達した年度末までの児童又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母または父及びその児童、遺児

自己負担／外来限度額：1医療機関あたり1日600円で月2回まで（低所得者は400円）
入院限度額：定率1割で月2,400円（低所得者は1,600円）

所得基準／児童の監護者又は扶養義務者の所得が下記の基準以下

扶養親族等の数	母等扶養義務者の所得
なし	192万円
1人	230万円
2人	268万円
3人	306万円
4人	344万円

■乳幼児等医療費助成制度

対象者／小学校3学年までの乳幼児等
所得基準／0歳児については所得制限はありません。
1歳児からは保護者または扶養義務者の市民税所得割額が23万5千円未満

自己負担／自己負担はありません

※市民税所得割額は扶養控除の見直し前の税額で判定します。

■こども医療費助成制度

対象者／小学校4学年～中学校3学年までの児童・生徒

所得基準／保護者または扶養義務者の市民税所得割額が23万5千円未満

自己負担／自己負担はありません

【問合せ先】 市民課・国民健康保険係 ☎④8721 FAX④1792 shimin@city.kasai.lg.jp

花咲く街かどづくりにご協力を

市は、道路沿線の生活環境の向上を図るため、街かど花壇を整備し、市民グループ等のボランティアの協力により、花苗等を植栽管理する「花咲く街かどづくり事業」を実施しています。

このたび、街かど花壇の植栽管理をしていただける市民グループ等を募集しますので、ご協力をお願いします。

■場 所／加西市北条町北条 曾根花壇(18㎡)

■業務内容／花苗の植栽管理

■花 苗／年2回 市から提供します。

■期 間／3年以上の継続した作業をお願いします。

■締 切／6月29日（金）



曾根花壇

【問合せ先】 都市計画課・都市計画係 ☎④8753 FAX④1998 toshi@city.kasai.lg.jp